

福岡県介護保険広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例抜粋

(福岡県介護保険広域連合個人情報保護審査会の設置)

第7条 次に掲げる事務を行うため、福岡県介護保険広域連合に、福岡県介護保険広域連合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関として、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 福岡県介護保険広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年福岡県介護保険広域連合条例第11号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第46条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 番号利用法第28条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、意見を述べること。
- (4) 議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 次条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(組織)

第9条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第10条 委員は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員の身分保障)

第11条 委員は、審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第12条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をして

はならない。

(会長)

第 13 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 14 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(部会)

第 15 条 審査会は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会に属する委員が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(審査会の調査権限)

第 16 条 審査会は、必要があると認めるときは、法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び議会(以下「諮問実施機関」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(この条及び次条において議会個人情報保護条例第 21 条第 5 号、第 36 条第 1 項及び第 43 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。)を含む。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、第7条第3号から第5号に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関及び議会その他の関係者に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(委員による調査手続)

第17条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(調査審議手続の非公開)

第18条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(会議の運営)

第19条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。